

# 未利用農地の利活用促進事業費補助金交付要綱

平成30年5月17日決裁  
令和3年7月20日一部改正

## (趣旨)

- 第1条 県は、中山間地域の活性化を図るとともに未利用農地の利活用を促進するため、未利用農地の利活用促進事業実施要領（平成30年5月17日農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村及び別表1の耕作条件整備事業の欄に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が実施する未利用農地の利活用促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費につき補助事業者に対し、又は別表1の生産支援事業の欄に掲げる事業主体（以下「間接補助事業者」という。）に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき当該市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業等)

- 第2条 補助金交付の対象となる事業、経費及び補助率等は別表1の掲げるとおりとする。

## (申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が会計年度毎に定める日までとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するに当たり、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

## (交付申請書の添付書類)

- 第4条 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に掲げるとおりとする。

## (軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認手続き)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号及び第3号の規程により知事の承認を受けようとする場合、様式3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付する事がある。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を様式4号で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い時期とする。補助事業に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者及び間接補助事業者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後に、第3条第3項のただし書に該当した補助事業者及び間接補助事業者において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式7号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、第13条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式8号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項に規定する概算払請求書の提出があり、補助事業の円滑な実施を図るため必要と認めたときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

(財産処分期限の緩和期間等)

第13条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(契約等)

第15条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- 2 補助事業者は、第1項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式9号により指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(書類の経由)

第16条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する場合の書類は、農林振興センターの長を経由して提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

別表 1

事業	事業主体	経費の内容	補助率	重要な変更
耕作条件整備事業	農地中間管理機構 ( (公社) 埼玉県農林公社 )	実施要領の別表に掲げる事業の欄の1の事業種類に要する次の経費 ア 純工事費 イ 測量設計費 ウ 用地費及び補償費 エ 全体実施設計費 オ 調査・調整費 カ 経理管理・指導費	補助事業費の50%以内とする。 ただし、区画整理のうち、整地工を実施する場合には、補助事業費の77.5%以内とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の中止又は廃止</li> <li>事業実施地区間の経費の額の流用</li> <li>補助対象事業者の名称の変更</li> </ul>
生産支援事業	生産集団等	実施要領の別表に掲げる事業の欄の2に要する経費	補助事業費の50%以内とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の中止又は廃止</li> <li>補助事業費の30%を超える増減</li> </ul>

別表 2

様式	事業	添付資料
交付申請書	耕作条件整備事業	(1) 実施設計書 (2) 計画承認通知 (写し) (3) 定款 (4) 補助事業実施の会計年度における補助事業者の事業計画及び収支予算書
	生産支援事業	(1) 実施設計書又は見積書 (写し) (2) 計画承認通知 (写し) (3) 定款 ※間接補助事業者が法人の場合のみ。 (4) 管轄する市町村の補助金交付に関する規定・要綱等
実績報告書	耕作条件整備事業	(1) 出来高設計書 (2) 委託契約書 (写し) ※事業を委託して実施した場合のみ。 (3) 現地写真 (実施前、実施後) (4) 工事検査調書
	生産支援事業	(1) 出来高設計書又は納品書 (写し) (2) 財産管理台帳 (写し) (3) 導入した機械等の写真等

様式1号 (第3条関係)

令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼 玉 県 知 事

〔 市(町・村)長 氏名  
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏名 〕

下記により令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

(注) 1. 記の作成については次に掲げる事業ごとの様式によること。

- (1) 耕作条件整備事業・・・様式A
- (2) 生産支援事業・・・・・・様式B

様式2号（第6条関係）

令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった未利用農地の利活用促進事業費補助金については下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 支払方法 （※精算払、概算払 から記載）
- 3 事業の内容
  - (1) 補助金交付の対象となる事業は、申請書の対象事業の内容に記載されたとおりとする。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
  - (3) 補助事業の内容が変更された場合における補助事業費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
- 4 補助金の確定

補助金の確定額は、次の各号より算出した額を比較して、いずれか低い額とする。

  - (1) 補助金の額（変更された場合は、変更された額とする）
  - (2) 当該補助事業に要した実支出に補助率を乗じて得た額
- 5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）のほか、未利用農地の利活用促進事業実施要領（平成30年5月17日決裁）並びに未利用農地の利活用促進事業費補助金交付要綱（平成30年5月17日決裁）に定めるところに従わなければならない。

6 補助条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、未利用農地の利活用促進事業費補助金交付要綱第5条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (5) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
- (6) 5又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (7) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額があることが確定した場合には、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から8年間保管しなければならない。  
 ただし、補助事業のうち生産支援事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別添様式の財産管理台帳及びその他関係書類を交付要綱第13条で規定する期間整備保管しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (11) 補助事業者は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供してはならない。
- (12) 補助事業者が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) 知事が必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- (14) 補助事業者は、補助事業に係る受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の公告のあった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）、土地改良法によらない事業にあつては工事の完成検査日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、補助金のうち、次の表に掲げる補助金返還額の算出方法により算出される金額（知事がこれより低い金額を定めたときはその定めた金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

補 助 金 返 還 額 の 算 出 方 法				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><math>A \times \frac{C}{B}</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">B</td> </tr> </table>	C	$A \times \frac{C}{B}$	B	<p>A : 返還対象補助金の総額</p> <p>B : 受益地の総面積</p> <p>C : 転用（又は開田）受益地の面積</p>
C				
$A \times \frac{C}{B}$				
B				

ただし、上記に規定する場合であっても、次に掲げる場合には、補助金の返還を行わないものとする。

ア 同一の事業主体が一連の事業計画のもとに当該事業の受益地の10分の1以下につき行う転用。

イ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合及び受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であつて、知事が補助金を返還させないことを相当と認めるとき。

ウ ア及びイのほか、知事が特にやむを得ないと認めるとき。

(15) 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該事業により取得した工事用材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

(16) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1)から(15)までに掲げる条件に準じて条件を付さなければならない。

(17) 補助事業者は、(16)において準じる(11)により、承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けて知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

(18) 補助事業者は、(16)において準じる(14)により、間接補助事業者からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。



別添様式

財 産 管 理 台 帳

市町村名

事業主体名

事業実施年度						事業名	未利用農地の利活用促進事業（生産支援事業）							
事業の内容				事業実施期間		経費の配分（円）				処分制限期間		処分の状況		摘要
施設・機械名	型式等	施工箇所 又は 設置場所	事業量 (規模・ 台数等)	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							助成金 (県補助 金)	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。  
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。  
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

様式3号（第7条関係）

令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（ 市（町・村）長 氏名  
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏名 ）

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度未利用農地の利活用促進事業について、下記理由により変更（中止・廃止）の承認を受けたいので未利用農地の利活用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

（注）補助金交付申請書に準じて、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

なお、添付書類については、交付申請時に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。（交付申請時以降変更の無い場合は省略できます。）

様式4号（第8条関係）

令和 年度未利用農地の利活用促進事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

（ 市（町・村）長 氏名  
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏名 ）

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度未利用農地の利活用促進事業について、補助金の交付手続き等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

事業費	補助金額	事業の遂行状況				備考
		年 月 日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	円	%	円	月 日	

様式5号（第9条関係）

令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼 玉 県 知 事

（ 市（町・村）長 氏名  
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏名 ）

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度未利用農地の利活用促進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。（なお、精算返還額は、 円です。）

記

（注）記の記載様式は様式1号に準ずるものとする。

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼 玉 県 知 事

〔 市(町・村)長 氏名  
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏名 〕

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度未利用農地の利  
活用促進事業について、未利用農地の利活用促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記の  
とおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 未利用農地の利活用促進事業費補助金交付要綱第11条に基づく確定額<br>(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知) |   |
|   | 金   | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  |   |
|   | 金   | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額                                |   |
|   | 金   | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)  |   |
|   | 金   | 円 |

注：参考となる資料を添付すること。

様式7号（第11条関係）

令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金交付額確定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式8号(第12条関係)

令和 年度未利用農地の利活用促進事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

( 市(町・村)長 氏名  
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏名 )

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた令和 年度未利用農地の利活用促進事業について、下記のとおり補助金の概算払を受けたいので請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_円  
交付決定額 金 \_\_\_\_\_円  
請求済額 金 \_\_\_\_\_円

2 振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行 本店  
信用金庫 支店

口座番号 (普通・当座) \_\_\_\_\_

(カカナ) \_\_\_\_\_

名義

3 添付書類 通帳の写しなど口座名義が確認できるもの

契約に係る指名停止に関する申立書

番 号  
年 月 日

補助事業者 様

住所又は主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。



様式A（耕作条件整備事業）

1 補助金交付申請（又は決定）額 円

2 事業の目的

3 事業の内容及び計画

地区名	事業内容	備考
〇〇地区		

4 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
(1) 農業用排水施設					
(2) 暗渠排水					
(3) 土層改良					
(4) 区画整理					
(5) 農作業道等					
(6) 農地造成					
(7) 農用地の保全					
(8) 営農環境整備支援					
計					

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 県費補助金					
2 市町村費					
3 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
(1) 農業用排水施設					
(2) 暗渠排水					
(3) 土層改良					
(4) 区画整理					
(5) 農作業道等					
(6) 農地造成					
(7) 農用地の保全					
(8) 営農環境整備支援					
計					

7 添付資料

- ・第4条に規定する書類その他参考資料

(注) 3の「事業内容」欄は未利用農地の利活用促進事業別表の区分の「2 耕作条件整備事業」の事業種類のうち(1)～(8)の中で該当する事業を記載してください。

様式B（生産支援事業）

1 補助金交付（又は決定）申請額 円

2 事業の目的

3 事業の内容及び計画

地区名	事業主体名	事業内容	事業費	負担区分			備考
				県費	市町村費	その他	
計							

※ 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「助成額〇〇円 うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄に備考に合計額（「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」）を記入すること。

4 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
(1) 農業用機械	円	円	円	円	
(2) 農業用施設					
(3) 苗木					
計					

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 県費補助金					
2 市町村費					
3 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
(1) 農業用機械					
(2) 農業用施設					
(3) 苗木					
計					

7 添付資料

- ・ 第4条に規定する書類その他参考資料